平成２４年（フ）第１７８号
茨城県坂東市岩井3528番地１　藤田住宅Ｂ棟301号
債務者　鈴木　道子
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１７９号
茨城県古河市中田新田50番地８
債務者　三浦　初江
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１８０号
茨城県古河市下片田373番地１
債務者　尾花しづ子
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１８２号
茨城県古河市仁連2489番地11
債務者　石垣　順子
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１８３号
茨城県古河市三和190番地　ルミエール103号
債務者　新藤　奈見
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１８４号
茨城県常総市東野原171番地　戸頃アパート６号
債務者　鈴木　司朗
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１８５号
茨城県常総市東野原673番地２　Ｔ－ＢＬＵＥハイツ１棟102
債務者　鈴木　早苗
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１８６号
茨城県筑西市二木成863番地14
債務者　渡邉マキ子
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１８８号
茨城県下妻市黒駒1075番地２　サンコーポラス上妻２－402、住民票上の住所茨城県下妻市下妻丙160番地　県営下妻アパート１－302
債務者　奥村　陽子
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１８９号
茨城県結城市結城9381番地６　雇用促進住宅２－401
債務者　塩山　文夫
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１９３号
茨城県下妻市亀崎3873番地１　国府田ハイツ102
債務者　小堀奈美子
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１９４号
茨城県坂東市中里996番地52
債務者　石下　秀之
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２０６号
茨城県古河市大堤1640番地　ＰＲＩＯＲⅡ101号室、前住所茨城県古河市緑町10番25号
債務者　菅野真菜美（旧姓石井）
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２１０号
茨城県古河市三和287番地３
債務者　岡野　年子
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１２５５号
名古屋市中区正木２丁目３番32号　プレスイン正木４Ｇ号
債務者　吉田　洋治
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５３４号
愛知県知多市寺本台２丁目７番地の39　コーポおうげん102
債務者　村井　妙子（旧姓鑓野目）
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６３７号
愛知県北名古屋市弥勒寺西１丁目89番地　ライトハウス山田101号
債務者　山中　幸雄
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５４号
兵庫県明石市魚住町西岡1862　カーネギー東二見401号室、住民票上の住所兵庫県姫路市八代474番地４
債務者　荒木　智晴
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部